



豊監公表第4号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市病院事業管理者より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年（2019年）8月20日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	白岩正三
同	中野宏基



豊病総第663号

令和元年(2019年)8月5日

豊中市監査委員 様

市立豊中病院
豊中市病院事業管理者 本荘 泰司



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成31年2月27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
市立豊中病院・ 施設用度課	委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について(施設用度課) 市立豊中病院消防設備保守点検業務委託契約(契約金額8,265,240円)において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。	平成31年2月25日に事業者より誓約書の徴取を行った。 添付確認に努めることが出来なかったことが原因と考えられる。 そのため必要添付書類のチェック書を作成添付することで、担当者及び上司による添付確認を確実に遂行できるように改善を行った。